

各小中学校長 殿

各幼稚園園長 殿

本部町教育委員会

教育長 知念 正昭

(公印省略)

## 新型コロナウイルスに係る感染拡大抑止期間の対応について

平素より本町の教育のご尽力をいただき誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が、9月30日(木)に解除され、感染拡大抑止期間へ移行することが決定しました。これを受け、本町における感染状況を見極めたうえ、教育活動等については、下記のとおりとします。

### 記

#### 1. 感染拡大抑止期間（10月中の予定）における学校対応について

(1) 日常生活の感染対策は、今まで通り継続して行い、特に以下の点は十分留意すること。

① 幼児児童生徒、学校職員の毎朝の検温及び健康チェックは必ず行うこと。

② 給食は、全員前を向き、なるべく会話を控えておこなうこと。

③ 集会等を行う場合は、密にならず、十分換気をし、短い時間で終わらせること。

(2) 部活動は10月1日より感染対策を十分配慮し、以下の点を留意した上で活動を認める。

① 平日は90分以内とし、土日祝日は2時間程度（準備ミーティングは含まない）とする

② 早朝練習、県内外の遠征等は、行わない。

③ 練習試合は、実施できる。（学校の感染状況をふまえて実施すること）

(3) 幼児児童生徒の出欠について

県独自の対応措置の適用中は、新型コロナウイルスに対する不安で休んでいる幼児児童生徒は、出席停止とします。

#### 2. 新型コロナウイルスに対する不安で学校を休む幼児児童生徒の対応について

今後、感染拡大抑止期間が終了した場合、新型コロナウイルスに対する不安で休む児童生徒に対しては、以下の対応をお願いします。

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等については、まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。そして生活圏において感染経路不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がないなど合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止とする。